

社会福祉法人永明会 医療・看護・スキルアップ休暇規程

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人永明会の職員の医療・看護・スキルアップ休暇について定めるものである。

(対象者)

第2条 職員は本人の私傷病の治療、病気・けがをした家族の看護のため、又は本人及び家族の予防接種・健康診断等のため、又は新型コロナウイルス等感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった場合、又は本人の業務に関わるスキル向上を目的とする研修受講・受験のため、申し出により医療・看護・スキルアップ休暇を取得できるものとする。

2 前項の家族とは、次の者をいう。

配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹又は孫
上記以外の家族で施設長が認めた者。

前項の臨時休業等とは、新型コロナウイルス等感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合。

前項の小学校等とは、小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する過程を置くものに限る）、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など。

前項の保護者とは、親権者、未成年後見人、その他の者であって、子どもを現に監護するもの、子どもの世話を一時的に補助する親族。

3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員は医療・看護・スキルアップ休暇を取得することができない。

- (1) 申出時点で引続き雇用された期間が6カ月に満たない者
- (2) 1週間の所定労働日数が2日未満の者

(取得日数)

第3条 医療・看護・スキルアップ休暇の取得は、1日単位として1年度（4月1日から翌年3月31日）につき、1週間の所定労働日数に基づき以下の日数を限度に取得することができる。ただし、1週間の所定労働日数が2日未満の者は取得できない。

- (1) 1週間の労働日数が5日の者 8日間
- (2) 1週間の労働日数が4日の者 6日間
- (3) 1週間の労働日数が3日の者 4日間
- (4) 1週間の労働日数が2日の者 3日間

(賃金の取扱い)

第4条 有給とする。

(手続き)

第5条 医療・看護・スキルアップ休暇を取得する者は、医療・看護・スキルアップ休暇取得票及び、医療機関の領収書、診療明細書、またはそれらに代わる本休暇の目的を確認できる書類の写し、新型コロナウイルス感染症に関する対応として小学校等が臨時休業したことが確認できる書類、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から利用を控える依頼があったことが確認できる書類、または研修受講・受験が確認できる書類を提出する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
令和3年3月14日一部改正。
令和6年3月1日一部改正。